

近代沖縄の教育会における役職者の変容過程 ：一八八〇年代から一九四〇年代はじめまで の人的構成

藤澤, 健一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

46

(開始ページ / Start Page)

203

(終了ページ / End Page)

241

(発行年 / Year)

2019-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021743>

近代沖繩の教育会における役職者の変容過程

—一八八〇年代から一九四〇年代はじめまでの人的構成—

藤澤 健 一

一 課題と方法

本稿の課題は、近代沖繩の教育会における人的構成がどのように変容したのかを役職者に注目して実証的に解明することである。この場合、教育会とは、一八八六年一月創立の沖繩私立教育会を起源とし、沖繩県私立教育会、沖繩教育会と改称をかさねたのち、沖繩県教育会として一九一五年一〇月に設立され、すくなくとも一九四五年二月まで存続した教員団体の総称としてもちいる（以下、原則として、沖繩県教育会、あるいは同会として統一的に表記¹⁾。おなじく、役職者とは、総裁、会長・副会長（以下、指導層）にくわえ、幹事、主事（以下、実務層）といった、一定の過程を経て選出された同会における管理運営担当者の総称としてもちいる。また、人的構成とは各職位に就任した人物

の兼務体制にくわえ、出身地や学歴、職歴といった属性をさす。ただし、ここでいう実務層に該当するものの、評議員と代議員、および二(区)市五郡に設置された教育部会(以下、地方部会)²⁾の会長などについては、後述の理由にもとづき、本稿での分析対象からは除外する。

近代沖縄史とほぼかさなる期間を通じ、沖縄県教育会は沖縄における教育の運営と実践において、組織的で継続的な影響力をもった団体として知られる。会員は学務担当者や沖縄師範学校の校長、教員³⁾のほか、主に小学校教員から構成された。創立時点で二二五名にすぎなかった会員数は一八九二年には三〇〇名にまでいたった。会員数は停滞あるいは漸増を維持したのち、ほぼ一貫して伸張をつづけ、一九一〇年代なかばに一三〇〇名を超え、一九三四年で二四五三名、さらに一九四〇年では二八七四名にまでおよんだ⁴⁾。機関誌『琉球教育』『沖縄教育』などにおける言説は教育史にとどまらず、多くの研究領域においてしばしば引証される。その半面、研究史に即してすぐのちにくわしく述べるように、人的構成の内実という、いわば組織体としての基礎的な事実の解明については依然、未解明の課題がのこる。本稿は従前、解明できなかったこの点に注目する。

この課題のもつ研究史上の意義について、方法の提示に先立ち説明する。本稿の課題は、ふたつの研究領域に接続する。第一に教育会史をふくめ、近代沖縄教育史に関する研究がある。一般に地方教育会は、国家の教育政策を補完するとともに教育関係者による職能団体として機能した。こうした経過に照らし、地方教育会は「半官半民」的な団体として認識され、その事業にかかわる研究がこれま

で蓄積されてきた^⑤。沖縄県教育会については、近代沖縄教育史の分析において不可欠の位置を付与され、一九六〇年代からすでに注視されてきた^⑥。ただし、他府県と大きく異なり、それらは沖縄戦による戦災に起因した史料的な制約を長く受け、現在にいたる^⑦。それゆえに各研究の注視する時期や事象に応じ、同会における言説が任意に切り取られたうえで断片的に分析されるという傾向は常に免れなかった。なかでも同会における人的構成については、その変容過程にまで立ち入った通史的な視野の確立にはいたらない。この隘路を一定程度、克服し、沖縄県教育会における人的構成を分析した、近年の注目すべき研究として、以下の二点がある。照屋信治『近代沖縄教育と「沖縄人」意識の行方——沖縄県教育会機関誌『琉球教育』『沖縄教育』の研究』溪水社、二〇一四年（以下、前著）、および近藤健一郎「戦時体制下の沖縄県教育会と沖縄県庁」藤澤健一編『移行する沖縄の教員世界——戦時体制から米軍占領下へ』不二出版、二〇一六年（以下、後著）である。

前著は題目にも明示されるように、同機関誌における言説を中心に、近代沖縄における教育会史を主題化する。なかでも本稿の課題に即し注視すべきは、一八九五年から一九三九年にいたる時期の沖縄における教育会の役職者について、氏名と職位をともしない総覧したことである^⑧。これは、従前の史料調査の成果に立ち、『琉球教育』『沖縄教育』を通史的に精査することにより結実した基礎的な成果である。半面、当該総覧は、①各年の正月号に掲載された年賀挨拶記事に依拠しており、年内の異動をはじめ捕捉されていない事実関係が多い。②とくに一九一〇年代から一九二〇年代には捕捉で

きていない年が目立つとともに、一九四〇年以後の事実関係が反映できていない。さらに③各地方部会長（副部会長）については捕捉されていない。以上の三つの欠落を理由として、同総覧は通史的な視野を提示できているとはいえない⁹⁾。

しかし、問題はこうした単純な欠落にとどまらない。とりわけ以下の点において同総覧は再検証を必需とする。それは、沖縄人と大和人との関係という同書において焦点化された課題に直結する。すなわち、沖縄県教育会において、一部の例外をのぞき、その指導層は大和人により占有されていたこと、その一方、おなじく「沖縄人の教育会の主要な地位への参入」が一九二〇年代以後に顕在化し、同時期からは、むしろ「沖縄人と大和との対立だけではなく、沖縄人有力者の間での教育観・社会観・沖縄観の違い」が教育会の運営に影響をおよぼしたと同書は指摘する（以上、一八一頁）。あらかじめ記せば、この分析結果そのものは傾向としてかならずしもあやまりではない。くわえて「編集権」という視点にもとづき、術語の適否は措くとしても同会を「抗争・葛藤の舞台」として捉えようとしたことは同書によりもたらされた知見である。しかし、出身地が沖縄であるか他府県であるかという類別が焦点化されることで、学歴や職歴については断片的に取り上げられるのみであり、教育会の人的構成の内実、それがどのように推移したのかを描き出すにはいたらない。

他方、後著は沖縄県教育会における人的構成について、一九四〇年代前半にほぼ限定されるとはいえ、地方部会長にいたるまで体系的に捕捉する。しかも後著では、人的構成における人物の入れ替わ

り、その機序が個別具体的に説明されている。この点において、②として前記した、前著の欠落を部分的とはいえ、結果として補てんする。さらに以下のふたつは本稿の課題との関係で重要である。ひとつは指導層について、知事などの兼務体制を自明とすることなく、一定の手続きを経て決定されたことを事実経過にもとづき指摘した点である。もうひとつは実務層にかかわり、幹事・主事などが個別に担った、機関誌編集や博物館担当といった所掌事項にまで視野をおよぼしつつ、学歴や経歴などを個別具体的にあきらかにした。¹⁰ただし、対象時期の限定により後著では依然、同会における人的構成の通史的な視野の確立にはいたらない。このため後著により説明された一九四〇年代前半時点の様子は、通史的な視野からあらためて位置づけなおされる必要がある。

以上における研究史の経緯と到達点をふまえ、本稿において筆者は、可能なかぎり精細な水準において、沖縄県教育会における人的構成の変容過程を通史として説明する。

ところで、沖縄県教育会の役職者のうち、総裁、会長と副会長といった、主として同会において会務の総理や議事、儀礼を所掌した指導層については、順に知事、学務部長、学務課長などの高等官が、いわば指定職として兼務したことが知られる。これら人物の出身地、学歴や職歴などは、主として政治史に位置づけられる、沖縄県庁の組織機構や人的構成にかかわる一連の調査研究がすでに説明してきた。¹¹本稿が接続する第二の研究領域はこうした蓄積にかかわる。この背景には、これら高等官にかかわる史料が比較的、多くのこざれていることがある。ただし、委細をのちにみるように、正確に

いえば指導層の兼務体制はかならずしも単純な横滑りとはいえない。そこで、本稿では従来の研究があまりかたしてこなかった、どのような職位が同会の指導層として兼務する体制がとられていたのかを通史として捉える。この場合、方法上の重要な点として、あらかじめおことわりしておきたい点がある。それは、本稿における指導層にかかわる分析については、以上の経緯にかんがみ兼務体制の分析にほぼ限定することである。その半面、本稿の方法として、後述するように、実務層については、これまでの分析が断片的な水準にとどまってきた経緯をふまえ、出身地にくわえ、学歴と職歴にかかわる、人的構成の内実を説明する。このように筆者が指導層と実務者を区分したうえで分析をすすめる選択をしたのには、もうひとつ付け加えるべき理由がある。それは沖縄県教育会における両者の職務内容のちがいかかわる。すなわち、図式的にいえば、一般に指導層はあくまで数多くの所掌事項のひとつとして、主に儀礼的に同会にかかわった。そのかわりは実務層との対比において間接的にとどまったといえる。これとは対照的に、実務層は県視学などとの兼務であった場合をふくめ、同会における日常の運営を通じ、同会の実務を文字通り直接、担った。こうした職務内容の実際のちがいに照らし、本稿では実務層については、役職者として指導層と同一視するのではなく、固有の対象として説明する必要があると判断した。¹²⁾

以上、あらためて集約すれば、本稿では指導層については、その兼務体制に焦点化のうえ通史として捉え直す。そのうえで、実務層のうち幹事・主事を対象として、その氏名および在任期間を総覧し、

属性分析に立ち入る。そのための方法として、以下の三点を視点として設定する。第一に出身地として沖繩出身か他府県出身であるかの類別（出身地類別）、第二に学歴が大学系列か（高等）師範学校系列かの類別（学歴類別）、第三として職歴が行政系列か教育系列かの類別（職歴類別）である。¹³副題に示したように、沖繩における教育会の始期から史料的に捕捉可能な沖繩戦直前までの時期を通史として捉える。

つぎに本稿が依拠する史料について説明する。周知のように、内閣印刷局『職員録』、および『沖繩県職員録』は、沖繩県各部署の人的構成にかかわる通史的な関係史料として知られる。これら職員録は高等官にくわえ、教育担当者では中等学校および師範学校教員、また、小学校長などの人的構成をみるうえで、もつとも基礎的な史料となる。しかし、当該職員録ではいずれも沖繩県教育会について、時期により関係団体のひとつとして会長名のみが掲載される、あるいは地方部会長名が各種委員としてまれに記載されるにとどまる。¹⁴くわえて年内など短期的な人事異動は精細に反映されない。したがって、当該職員録は指導層の兼務体制を確認するための補助的な役割にとどまる。そこで本稿では『琉球教育』『沖繩教育』収載の彙報欄などを中心として、総会などの組織性をともなった集会関係記事に着目し、そこに記載された役職者を悉皆的に取り上げる。対象記事数は膨大になるものの、現行の史料環境において、この手法がもつとも有効と考えられる。くわえて属性分析にかかわり、『官報』『沖繩県学事関係職員録』などのほか、人事興信録や各新聞史料などを相互補完的に活用する。¹⁵その

うえで、さきに示した先行研究の到達点と限界をふまえ、本稿は役職者の人的構成について、現時で可能なかぎり精細な通史的分析を提示する。

二 指導層

(1) 総裁

表1では、史料的な根拠にもとづくかぎり、総裁としての在任が確認できた一二名について、その氏名および職位を時系列に示した。あらかじめ確認すれば、知事の在任期間をもって、総裁の在任期間として推定可能な場合がある。しかし、史料の残存状況、および後述する関係規則の内容にかんがみて、史料の根拠に欠ける場合、原則として同表では空欄とした（この措置は以下の各職位の分析においてもおなじ¹⁶⁾）。

表1 総裁の兼務体制

在任期間（西暦）	氏名（職位）	出典
一八九二	桧垣直枝（書記官）	三二号
一八九三～一九〇八	奈良原繁（知事）	三二号
一九〇九～一九二二	日比重明（知事）	三二号

一九一三			
一九一四		高橋琢也(知事)	九三号
一九一五		大味久五郎(知事)	九八号・一〇三号
一九一六～一九二四		(総裁職は設置されず)	
一九二五～一九二六		亀井光政(知事)	一四四号・一五〇号
一九二七			
一九二八			
一九二九		守屋磨瑛夫(知事)	一七八号
一九三〇			
一九三一			
一九三二			
一九三三～一九三五		井野次郎(知事)	一九八号・二二八号
一九三六～一九三七		蔵重久(知事)	二二三号・二四五号
一九三八～一九四〇		淵上房太郎(知事)	二六九号・二八一号
一九四一		早川元(知事)	
一九四二			
一九四三		泉守紀(知事)	
一九四四			
一九四五			

(出典)『琉球教育』、『沖縄教育』、『官報』、『沖縄県職員録』、『沖縄県学事関係職員録』ほか。
(注記)原則として各年のおおむね半年以上を勤務した場合、当該年に在任とした。このため実際の就任時期などと精密には合致せず、不規則性がある。史料の根拠がない場合、いずれも空欄とした。出典が『沖縄教育』の場合、号数のみを記した。

同表にみるように、教育会における総裁の設置始期は、創立から五年以上を経た、一八九二年である。^⑬これ以後、設置のない時期をはさみ、一九四三年時点までは総裁の在任が史料から確認できる。初代総裁は当該時点で沖繩県書記官を務めた松垣直枝が在任した。^⑭それを例外として、他の一人名はいずれも知事による兼務である（松垣は総裁として就任する直前まで会長を務めていた）。なお、これ以後、知事としてはじめて総裁に就いた奈良原繁から沖繩戦までの期間中に在任した知事は実際には総計で二〇名になる。いずれも他府県出身であり、その属性は初期の有力藩出身の士族から内務省系の地方官へと推移したことが知られる。

同表に注記したように、掲出した記載内容と実際の経緯には若干の技術的な非整合がある（以下、おなじ）。その前提のうえで関係規則に照らせば、総裁の兼務体制はつぎの三段階を経たことがわかる。すなわち、第一段階として、知事を総裁として規定した明確な根拠がない当初の時期がある。松垣がそうであるように、同時期には知事が別途、在任していたにもかかわらず、書記官が総裁を兼務した場合がふくまれる（おおむね一九一五年以前。補注12に示した、規則①～⑤参照。以下、おなじ）。第二段階は、従前の社団法人沖繩教育会が解散し、沖繩県教育会が設立されたことにあわせ、総裁が設置されず知事が同会の会長として兼務した時期（おなじく一九一六年以後。規則⑥）、第三段階には、知事による総裁の兼務体制が規則として確立した時期がある（おなじく一九二五年以後。以上、規則⑦）。

知られるように、沖繩戦以前に在任した沖繩県知事の在任期間は数日間から一五年以上までとさまざまである。このため、当該二〇名の知事すべてが総裁に就任したとはわかには考えにくい。関係規則が示すように、「学識名望」をそなえた、名誉会員であることを前提条件として、すくなくとも一九一五年以前は評議員会、のちに代議員会による推薦の手続きを経て総裁が決定していたためである。さきに単純な横滑りではないと筆者が指摘した根拠はこの点にある。したがって、知事は総裁に就任したとする、ひろく一般に知られる認識は、総裁に知事を「推戴」することが規則として明記された、一九二五年以後に限定しなければならずもあやまりではないが、以上の事実経過を正確には反映しない。すくなくとも、当初から知事が自動的に総裁を兼務したとするのは正確さを欠いている。通史的にみた場合、総裁にかかわる知事の兼務体制は、以上のように段階的に変容していた。

(2) 会長・副会長

つぎの表2では、史料的に捕捉できるかぎり、会長・副会長としての在任が確認できた六四名を総覧した。内訳は会長三〇名、副会長三四名である（このうち六名は会長と副会長の両職位を歴任¹⁹）。同表に示された事実関係、および関係規則にもとづき、会長・副会長の兼務体制については、それぞれ以下の段階を経て変容していたことがわかる。

表2 会長および副会長の兼務体制

在任期間（西暦）		会長氏名（職位）	出典	副会長氏名（職位）		出典
一八八七		長谷川毅之助（沖繩師範学校教諭）	三二号	中島誠秀（首里中学校教諭）	三一号	
一八八八		小泉又一（沖繩師範学校校長）	三二号	小林義忠（沖繩師範学校教諭）	三一号	
一八八九		西郷喜八（沖繩師範学校校長）	三二号	奥川恭安（中頭郡役所長・副典獄）	三一号	
一八九〇		桧垣直枝（書記官）	三二号	児玉喜八（沖繩師範学校校長）	三一号	
一八九一		児玉喜八（沖繩師範学校校長）	三二号	下国良之助（沖繩県尋常中学校教諭）	三一号	
一八九三、一八九五		三木原廣助（沖繩師範学校教諭）	三二号	三木原廣助（沖繩師範学校教諭）	琉球二号・六号	
一八九六		小川銀太郎（沖繩師範学校校長）	琉球四五号・八一号	杉山外世四郎（沖繩師範学校教諭）	二四八号	
一八九七、一八九九		小川銀太郎（視学官・第三課長）	三二号	白岩金次郎（沖繩県尋常中学校教諭）	三一号・二四八号	
一九〇〇				和田規矩夫（沖繩県尋常中学校校長）	琉球八一号	
一九〇一				安藤喜一郎（沖繩師範学校校長）	三一号	
一九〇二				大久保周八（沖繩県立中学校校長）	琉球八一号	
一九〇三				西村光瀾（沖繩師範学校校長）	琉球八一号・八六号	
一九〇四				生駒恭人（沖繩師範学校校長）	三一号	
一九〇五		日比重明（内務部長）	琉球八一号	西村光瀾（沖繩師範学校校長）	三一号・二四八号	
一九〇六				児玉喜八（視学官・第二部長）	三一号	
一九〇七				小林歌吉（第二部長）	六号・三一号	
一九〇八				岸本賀昌（第二部長）	六号・三一号	
一九〇九		岸本賀昌（学務課長兼兵事課長事務官）	七号	西村光瀾（沖繩師範学校校長）	六号・三一号	
一九一〇						
一九一一						
一九一二						
一九一三		島内三郎（学務課長兼兵事課長事務官）	八〇号	森山辰之助（沖繩師範学校校長）	八〇号	
一九一四		高橋守雄（視学官・学務課長）	九八号	古市利三郎（沖繩師範学校校長）	九三号・九八号	

一九一五	永田亀作(内務部長)	九八号・一〇三号	保田詮次郎(沖縄師範学校長)	一〇三号
一九一六	大味久五郎(知事)	一〇四号	島内三郎(内務部長)	一〇四号
一九一七	鈴木邦義(知事)	一一一号		
一九一八				
一九一九	川越壮介(知事)	二四八号	川部佑吉(視学官・学務課長)	二四八号
一九二〇			横井二郎(視学官・学務課長)	
一九二一				
一九二二				
一九二三	和田潤(知事)	一三一号	小林一男(内務部長)	一三一号
一九二四	岩元禧(知事)	一三六号	安達将総(内務部長)	一三六号・一四二号
一九二五	羽田格三郎(内務部長)	一四二号	羽田格三郎(内務部長)	一四六号・一四七号
一九二六	(欠員)	一六一号	末原貫一郎(視学官・学務課長)	一五二号
一九二七	里見哲太郎(学務部長)	一六一号	乾利一(視学官・学務課長)	
一九二八	堀井茂一(学務部長)	一六九号	里見哲太郎(学務部長)	
一九二九	堀口功(学務部長)	一七八号	佐久田昌教(地方視学官)	一七八号
一九三〇	吉田賢男(学務部長)	一八二号	石堂民二郎(地方視学官)	一九五号
一九三一			浅野成俊(地方視学官)	一九九号
一九三二	上村靖(学務部長)	一八八号・一九六号		
一九三三				
一九三四	堀池英一(学務部長)	二四八号	栗村虎雄(地方視学官・学務課長)	一九八号
一九三五	福光正義(学務部長)	二三三号		
一九三六				
一九三七	佐藤幸一(学務部長)	二四八号	平野薫(地方視学官・学務課長)	二三三号・二八一号
一九三八	(総裁と兼任) 淵上房太郎(知事)			
一九三九	山口泉(学務部長)	二七五号・二八八号		
一九四〇	渡邊瑞美(学務部長)	二八八号	小谷巨三郎(地方視学官・学務課長)	
一九四一				
一九四二	山本暲(学務部長)	三〇九号		
一九四三	伊場信一(内政部長)		佐々木愿三(地方視学官・学務課長)	

一九四四			
一九四五			

(出典) 表1におなじ。

(注記) 表1におなじ。機関名は簡略化した。出典が『琉球教育』の場合、「琉球」と略し、号数と併記した。

会長については、つぎの四段階が確認できる。すなわち、第一段階は、一部の例外（前出の桧垣直枝）をのぞき、沖繩師範学校長をはじめ、同校関係者が兼務した時期である（一八八七年から一八九九年）。第二段階は内務部長、学務課長などが兼務した時期（一九〇〇年から一九一五年）、第三段階は知事が兼務した時期（一九一六年から一九二四年）、第四段階として、ふたたび内務部長（のちに学務部長・内政部長。以下、省略する場合がある）が兼務した時期である（一九二五年以後）。つぎに副会長は、一部の例外（奥川恭安²⁰）をのぞき、ほとんどの場合、沖繩師範学校長・教諭などが兼務した第一段階（一八八七年から一九一五年）、内務部長、学務課長などが兼務した第二段階（一九一六年以後）として変容した。このように会長・副会長の兼務体制は、職歴類別に着目すれば、教育系列と行政系列というふたつの系列による複合的な組み合わせとして変容したことが判明する。それを大別すれば、沖繩師範学校長などの教育系列を主要な構成員としていた当初の兼務体制から、知事が会長を兼務した移行期（一九一六年から一九二四年）をさき、行政系列による専有化にもとづく兼務体制へと変容した。他方、さきに表1にみた、知事による総裁の兼務体制が規則として確立した、一九二五年以後に限定すれば、兼務体制は単一的である。すなわち、同時期以後、知事が総裁を兼務したうえで、

会長を内務部長・学務部長が、副会長を学務課長がほぼ一貫して兼務する体制が確立し継続した。

こうした兼務体制の変容は当然、関係規則にもとづく運用の結果であることが容易に想定できる。ここで確認すれば、会長・副会長の選出にかかわる関係規則はつぎの四段階を経て変容した。第一段階は総会などにおいて会員により互選された時期である（おおむね一九一三年以前。規則①～④）。ただし、とり急ぎ注記すべき点がある。それは、同段階において「会員各自投票を為せり」と明記され、あるいは得票数をふくめた選挙結果が史料として確認できる場合がある一方、評議員からの「動議」により、投票を欠いたまま選出された場合がある⁽²¹⁾。つまり、当該段階における「互選」はかならずしも実際の投票をともなっていたわけではない。第二段階は代議員制の採用のうち、代議員会における選挙により選出された時期（おなじく一九一四年以後）である（規則⑤⁽²²⁾）。つづく第三段階は会長に知事が、副会長に内務部長が「推戴」された時期（おなじく一九一六年以後）である（規則⑥）。第四段階は参事員会における選挙により選出された時期（おなじく一九二五年以後）である（規則⑦⁽²³⁾）。そのうえで、従前の知見との接合点をここで確認すれば、沖縄師範学校長はそのすべてが他府県出身者であり、内務部長、および学務課長は、一部の例外をのぞき、ほとんどすべてが他府県出身者であった。この場合の例外とは、就任順に、いずれも副会長を務めた、岸本賀昌（第二部長）、佐久田昌教（地方視学官）の二名にとどまる。したがって、沖縄県教育会の指導層においては、ほぼすべてが他府県出身者により占められるという条件のもと、職歴類別では教育系列と行政系列という系列間の

組み合わせをともないつつ変容していたことになる。

三 実務層

ここで実務層に視点を転じる。あらためて確認すれば、ここでは幹事と主事に限定のうえ、本稿の方法とすでに提示した、出身地と学歴、および職歴の三つの類別を適用することで属性分析をすすめる。これまでに見た総裁、会長・副会長とは異なり、幹事・主事は相対的に多人数におよぶ。従前の研究では、総計で四六名の氏名が捕捉されてきた経緯がある。⁽²⁴⁾これに対し、つぎの表3では総計で六七名の幹事・主事を総覧した。このうち二名はいずれも幹事歴任のうちに主事をあらためて担ったため、表中に「(再掲)」として区別している(武富良達、島袋源一郎)。したがって、同表にはのべ六九名分が掲出されている。のちにみる所掌内容の同一性に照らし、当初、設置された庶務理事、収入理事、支出理事について、いずれも幹事とみなした。⁽²⁵⁾

なお、沖縄県教育会の実務層には、先述の評議員、代議員にくわえ、編輯委員、および地方委員、書記、助手などがある。これらについては、評議員などとの役職上の重複がみられること、また、とくに編輯委員については、その入れ替わりが頻繁であることなどにかんがみて対象からあらかじめ除外した。

表3 幹事・主事の人的構成

役職名	在任期間 (西暦)	氏名(職位)	出身地	学歴	職歴	出典
幹事	一八八六	中島誠秀(首里中学校教諭)	京都			三二一
幹事	一八八六	小林忠義(沖繩師範学校教諭)	新潟			三二一
幹事	一八八六	田崎正太郎(県属)	鹿児島			三二一
幹事	一八八六	板垣徳純(県属)				三二一
収入理事	一八九五	伊藤熙(沖繩県立中学校教諭)	千葉		台湾総督府台北県知事官房属	琉球一〇二号
支出理事	一八九五	新納時哉(沖繩師範学校訓導兼助教諭)	鹿児島		少年保護司事務囑託	琉球二号・二二一
庶務理事	一八九六	梶浦清(首里高等小学校長)	兵庫		愛知県三河国宝飯郡祝学	琉球二号・六号
庶務理事	一八九六	杉山外世四郎(沖繩師範学校教諭兼主事)	石川	東京高等師範学校	福岡県師範学校教諭	琉球六号・九号
収入理事	一八九七	丸山軒義(沖繩師範学校教諭)	栃木・広島		高松中学校教諭	琉球二二一
庶務理事	一八九七	児玉辰二(沖繩師範学校書記)	鹿児島			琉球九号
庶務理事	一八九七	島岡亮太郎(沖繩師範学校教諭)	長野			琉球四号・六六号
収入理事	一八九七	溝口重亮(県属)	長崎	長崎県養成所	長崎県訓導、宮古島庁祝学	琉球四四号・七八号
支出理事	一八九七	森田正安(首里小学校長)				琉球四四号・六六号
庶務理事	一九〇一	山岸進(沖繩師範学校教諭心得)	福井		静岡県第二中学校	琉球三〇号・六三三
幹事	一九〇一	根路銘忠孝(県属)	沖繩			琉球六六号・七八号
幹事	一九〇三	鄰谷義一(那覇尋常高等小学校長)	三重		甲辰尋常小学校長	琉球六六号・七八号
幹事	一九〇三	仲本政世(県属)	沖繩	沖繩師範学校	那覇高等小学校訓導	琉球一、二二一
幹事	一九〇三	山口源七(県属)	鹿児島		沖繩県宮古島司	琉球一〇三三

幹事	一九二五	徳元八一(社会教育主事)	沖繩	早稲田大学	小椋尋常高等小学校訓導	一四〇号、一四四号 ^⑨
幹事	一九二四	比嘉賀新(県属)	沖繩	沖繩師範学校	泊尋常小学校訓導、八重山支庁属 兼視学	一〇九号 ^⑩
幹事	一九二四	与儀喜明(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	那覇尋常高等小学校長	一五六号 ^⑪
幹事	一九二七	島袋源一郎(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	安和尋常小学校長	一三七号、三〇九号
幹事	一九二四	有馬義一(県視学)	福岡	広島高等師範学校	山口県立下関高等女学校長	18
幹事長	一九二四	末原貫一郎(視学官・学務課長)	福岡	東北帝国大学	高知県学務部長、敦賀市長	一四二号 ^⑫
幹事	一九三三	当山正堅(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	宮古郡視学、東風亭尋常高等小学校長	一三七号 ^⑬
編集幹事	一九二五	又吉康和	沖繩	早稲田大学中退	琉球新報社、那覇市長	一三〇号、二四八号 ^⑭
幹事	一九一六	外間完用(県属)	沖繩	沖繩師範学校		一〇五号 ^⑮
幹事	一九一七	佐藤栄四郎(県属)			沖繩県視学	一〇五号 ^⑯
幹事	一九一六	渡嘉敷唯功(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	沖繩県立水産学校長	琉球二一号 ^⑰
幹事	一九一七	渡邊信治(県視学)	山梨	東京高等師範学校	愛媛県視学	一〇五号 ^⑱
幹事長	一九一六	川部佑吉(視学官・学務課長)	東京	東京帝国大学	神奈川県属、佐賀県理事官	一〇五号 ^⑲
幹事	一九二二	親泊朝撰(沖繩師範学校訓導)	沖繩	沖繩師範学校	北谷尋常高等小学校長	八〇号 ^⑳
幹事	一九一〇	秦蔵吉(県視学)	福岡	福岡師範学校	中頭郡視学、沖繩県立高等女学校長	五三号 ^㉑
幹事	一九〇八	切通唐代彦(県視学)	鹿児島	沖繩師範学校	沖繩師範学校訓導、台南製糖	五七号、六九号 ^㉒
幹事	一九〇八	瀧口文夫			(前任地は山梨県)	一九号、三二号
幹事	一九〇三	大山武輔(県属)	鹿児島		国頭郡長、大日本講談社調査部	琉球一二号 ^㉓

幹事	一九三七	渡嘉敷緩長(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	垣花尋常小学校長	二二三号 ⑨
幹事	一九三五	島元清秀(県視学)	沖繩	中央大学専門部	小祿尋常小学校長	二二三号 ⑩
主事	一九四一	(再掲) 島袋源一郎	沖繩	沖繩師範学校	島尻郡視学、沖繩県視学	二八一号 ⑪
幹事	一九三三	幸地新藏(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	羽地尋常高等小学校長	一九八号 ⑫
幹事	一九三三	逸藤金寿(沖繩県立第一中学校教諭)	福島	東京高等師範学校	第五高等学校助教	一九八号 ⑬
幹事	一九三三	石川浩(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	具志川尋常高等小学校長	一九八号・二二三号 ⑭
幹事	一九三三	平良孝栄(県属)				一九六号・一九八号
幹事	一九三一	神谷常助(県属)	台湾	岡山医学専門学校	熊本県衛生技師	一九八号 ⑮
幹事	一九二九	呉泉(学校衛生技師)				一九八号 ⑯
幹事	一九二九	島袋清恒(県属)	沖繩	沖繩師範学校	八重山支庁属兼視学	二四八号 ⑰
編集幹事	一九二八	比嘉重徳	沖繩	沖繩師範学校	浦添尋常高等小学校長	二四八号 ⑱
幹事	一九二七	上里堅蒲(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	那覇尋常高等小学校長	一六五号・一九八号 ⑲
幹事	一九一九	武富良達(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	首里第一尋常高等小学校長	一六五号 ⑳
幹事	一九二七	宮城久栄(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	真和志国民学校長、知念村長	一六五号 ㉑
幹事	一九四〇	諸見里朝清(社会教育主事)	沖繩	沖繩師範学校	中頭郡視学、沖繩県立沖繩図書館長	一五〇号・二八一号 ㉒
編集幹事	一九二六	国吉真哲	沖繩	中退 沖繩県立第一中学校	代用教員	二四八号
幹事	一九二六	喜納政常(沖繩女子師範学校書記)				
幹事	一九二五	今帰仁朝興(県属)				

専任幹事	一九三五、 一九四一	外間政輝	沖繩師範学校	島尻郡視学、東風平尋常高等小学校長	二二三号・二八一号 ⑳
編集幹事	一九三五、 一九四一	有銘興昭	沖繩	八重山中学校教諭心得	二〇一号・三〇八号 ㉑
幹事	一九三七、 一九三七、 一九三三	仲里松吉(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二四八号 ㉒
博物館幹事	一九三七、 一九四三	仲吉朝宏	沖繩	沖繩師範学校	二六九号・二八一号 ㉓
幹事	一九三八、 一九四〇	比嘉博(県視学)	沖繩	日本大学高等師範部	二四八号・二八一号 ㉔
幹事	一九三八、 一九三八	新崎寛直(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二四八号・二八一号 ㉕
幹事	一九三八、 一九四〇	富川盛正(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二四八号・二八一号 ㉖
幹事	一九四一、 一九四一	徳田安信(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二四八号・二八一号 ㉗
幹事	一九四一、 一九四一	永山寛(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二四八号・二八一号 ㉘
専任幹事	一九四一、 一九四三	安富祖忠亮	沖繩	安富祖尋常高等小学校校長	二八八号 ㉙
幹事	一九四三、 一九四三	仲松庸祐(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二八八号 ㉚
編集幹事	一九四三、 一九四三	仲尾次嗣善(県視学)	沖繩	沖繩師範学校	二八八号 ㉛
主事	一九四三、 一九四四	(再掲) 武富良達	沖繩	沖繩師範学校	二八八号 ㉜

(出典) 表1におなじ。①『台湾総督府職員録』一八九七年、『任免裁可書・明治三十六年・任免』卷一九(国立公文書館所蔵)、②『任免裁可書・昭和三年・任免』二(国立公文書館所蔵)、③『若深会各員名簿』一九三九年、『任免裁可書・明治三十二年・任免』卷七(国立公文書館所蔵)、④『叙位裁可書・明治三六年・叙位』卷五(国立公文書館所蔵)、⑤『琉球新報』一八九八年九月九日、⑥『庁府県学事職員録』一九〇一年、⑦『明治期沖繩県関係辞令書他』琉球大学附属図書館所蔵、『沖繩県の小学校及小学教員』『日本之小学教師』三卷三六号、一九〇一年二月、⑧『東恩納寛惇』故仲本政世君『沖繩青年』七号、一九〇九年一月、⑨『大典記念沖繩県人事興信録』一九二九年、⑩『沖繩県人事録』一九一六年、⑪『帝国大学出身名鑑』一九三四年、⑫『大正七年 公文雜纂 内務省・大蔵省・陸軍省』卷一二(国立公文書館所蔵)、⑬『職員俸給一覽表』一九一三年五月一五日『横内家文書 県政関係資料③人事』(那覇市

歴史博物館所蔵、⑭沖繩県師範学校龍潭同窓会「会報」一九三三年、⑮「又吉那覇市長逝去」『琉球新報』一九五三年九月二三日、⑯『当山正堅伝』一九五九年、⑰『日本官界名鑑』一九四二年、⑱『日本官界名鑑』一九三七年、⑲『牙儀喜明・喜久夫妻辞令集』沖繩県立図書館所蔵、⑳『沖繩県人事録』一九三七年、㉑『委任官待遇職員進退 沖繩県』第一冊、㉒『琉球人事興信録』一九五〇年、㉓上里堅浦「歌集・春の衣」私家版、一九六九年、㉔『任免裁可書・大正十五年・任免』巻二五、㉕八重山支庁「昭和四年 出勤簿」沖繩県公文書館所蔵、㉖『任免裁可書・昭和八年・任免』巻三五、㉗『公文書館所蔵』一九三一年、㉘仲里松吉「仲里門中承譜」一九七一年、㉙『現代沖繩人物』三〇人「沖繩タイムス社、一九六六年、中等教育諸学校職員録」一九三一年、㉚『昭和三十八年叙位』巻三〇（国立公文書館所蔵）、㉛『高等官進退（直轄諸学校）』（国立公文書館所蔵）、『新崎寛直を語る』一九七四年、㉜『県視学に男師訓導 富川氏を拔擢』『沖繩日報』一九三八年四月一日、「富川盛正氏 県視学に起用」『琉球新報』同前、㉝『任免裁可書・昭和十八年・任免』巻一六、「沖繩県史料」近代三「尾崎三良・岩村通俊沖繩関係資料」一九八〇年、㉞沖繩県立第一中学校同窓会「同窓会員名簿」一九三六年、与那原中学校「三〇周年記念誌」一九七七年、㉟『武富良達先生を偲ぶ 御逝去三三年忌を迎えて他』（沖繩県公文書館所蔵）。

〔注記〕

表1および表2におなじ。事実上、幹事としての役割をはたした理事（支出理事、庶務理事など）をふくめた。主事および専任幹事はかをのぞき、氏名の下に当該役職に在任中の職位を判明するかぎり括弧書きで記載した。一部に正確な役職名を確認できなかった場合がある。また、姓のみが確認できることから記載をひかえた場合（「質数幹事」として『沖繩教育』一四二号、九八頁に記載）がある。

同表にもとづく分析に立ち入る前に、あらかじめ実務層の所掌事項、選出方法と定数などを必要なかぎり確認する。幹事は庶務および会計の事務を担当し、会長による具状や推薦にもとづき総裁が囑任、あるいは囑託した。当初、三名が配置されたが（規則①～④）、一九一五年前後においては関係規則において幹事がみられず、書記が配置された時期がある（規則⑤）。この中には幹事長一名が別途、選出されたほか、幹事は若干名とされた（以上、規則⑥）。一方、主事は会則の改正により一九三一年から会長により一名が選出された。その所掌は、幹事とともに「庶務会計編輯」の事務を担うこととされた（規則⑦）。

なお、当初、幹事は会長や副会長とともに名誉職と規定され、手当が支給されなかった時期がある（規則①②）。すくなくとも一九一一年時点では当該予算が沖縄県教育会において計上され、のちには主事をふくめ手当の支給が定着する⁽²⁶⁾。

ところで、実務層の任命はどのような手続きにもとづいていたのであろうか。幹事にかかわる、ひとつの事例を提示しよう。つぎの写真は、那覇尋常高等小学校長・鄰谷義一が一九〇三年まで兼務した幹事としての嘱託を解かれる際の任命原本である⁽²⁷⁾。この事例が物証するように、幹事としての嘱託（この場合は解任）に際しては、通常の任命手続きとおなじく辞令の交付をともなっていた⁽²⁸⁾。

あらためて、同表の分析にもどる。史料的な制約から個別の在任期間は正確には計測しがたい。たとえば、同表で単年として記載した場合でも、実際にはその後も継続して在任していたことが想定できるためである。そのうえでいえば、比較的短い期間にとどまる場合が目立つ一方、在任期間が一〇年以上の場合が二名ある（大山武輔、諸見里朝清）。つぎに各類別の分析に移る。

まず、出身地類別では、不詳の九名をのぞけば、五八名のうち、六割以上を占める三五名が沖縄出身である。その傾向は一九二〇年代を境に顕在化しており、すくなくとも一九三〇年代以後の実務層は、沖縄出身者によりほぼ専有される傾向を強める。逆に一九二〇年代以前では、沖縄出身の実務層は少数にとどまる。こうした事実経過については、すでに引照したようにこれまでにも指摘されてきた。本稿では、この背景にはなにかあるのかにまで分析をすすめる。その際、つぎにみる学歴類別、

郷谷義一君

沖繩縣私立教育會
幹事囑託ヲ解ク

明治二十六年六月十九日

沖繩縣私立教育會

背景について、見落としてはならない重要な視点がある。それは専任幹事や主事という、専務者をのぞけば、いずれも他職との兼務であったという事実経過にかかわる。

結論を先取りすれば、幹事は眞視学による兼務であった場合が通史的にみて、もっとも多い事例であった。この点について、あらためて同表中の氏名欄に括弧書きで付記された職位に注目していただきたい。それは該当者の人数にもとづき、昇順に以下の三つに分類できる。第一に沖繩師範学校教諭や訓導、また、中学校教諭、さらに小学校長などの職歴類別上の教育系列（沖繩師範学校書記などを

および職歴類別に注目すべきである。すなわち、出身地類別とのおなじく双方の類別においても一九二〇年代を境とした大きな変容が確認される。すなわち、同年代以後には学歴類別としては、主に沖繩師範学校を卒業した師範学校系列であり、かつ職歴類別として、小学校長などの教育系列としてほぼ定着をみていた。その半面、同年代以前には、学歴類別において師範学校系列と大学系列が、職歴類別では教育系列と行政系列がそれぞれ混在しており、同年代以後とは人的構成において傾向を異にする。以上から実務層の人的構成は学歴別と職歴別においても同年代に前後して変容していたことが導き出される。そのうえで、同年代に前後した人的構成の変容の

ふくめれば、六七名中、一五名が該当²⁰⁾。以下、おなじ)、第二に学務課長、および学務課などの県属(社会教育主事と学校衛生技師をふくむ)のおなじく行政系列である(一九名)。そして、最多となるのは第三の分類として、県視学である(二四名)。くわえて同表では県属(社会教育主事)として分類されたつぎの五名は、いずれも幹事としての着任の前後に県視学、あるいは郡視学を歴任している(溝口重亮、佐藤栄四郎、比嘉賀新、諸見里朝清、島袋清恒)。また、専務者をふくめるならば、専任幹事の一名は郡視学の歴任者である(外間政暉)³⁰⁾。以上の六名を仮に合算すれば、六七名の幹事・主事のうち総計で四割以上を占める三〇名が県視学、あるいは郡視学を歴任したことになる。これらは、多くの場合、学歴類別において師範学校系列であり、職歴類別では教育系列に分類可能であるが、幹事・主事としての在任中、あるいは前後においては行政系列につらなることにとくに注意が必要である。

こうした幹事と主事にかかわる人的構成の特徴について、県視学の視点から捉え直してみる。これまでの研究によれば、一八九七年以後、沖繩戦にいたるまで、県視学は総計で五五名の在任が確認される(宮古・八重山両支庁勤務をふくむ)³¹⁾。この事実には照らせば、その半数程度は沖繩県教育会の幹事・主事を兼務したことになる。さらに当該二四名のうち二〇名は一九二〇年代以後に在任した。したがって、以上にみた同年代に前後する人的構成の変容は、単純化すれば、現職の県視学によってもたらされたといえる。以上から導き出せるのは、つぎの視点である。すなわち、同年代を境とした実務層における人的構成の変容は、沖繩師範学校を卒業し、小学校長などを歴任した沖繩出身者による

ものとして現象的には説明できる。しかし、その内実において沖縄出身者の参入というだけでは十全に実態を捉えたことにはならない。より重要な事実経過は同会における日常の運営が県視学という行政系列につらなる学務担当者により直接的に所掌されたことにある。このように判断できる根拠を以下に示す。

じつは一九二〇年代において小学校教員・校長、また、県視学などにおいて沖縄出身者の参入が本格化しはじめるのは学務当局において計画化された必然的な現象であった⁽²⁾。というのは、一九〇〇年前後を契機として、沖縄師範学校卒業生の養成と配置が正系ルートとして定着した(勅令三四七号「師範学校生徒定員二関スル件」一八九七年ほか)。そののち二〇年あまりが経過することで、一九二〇年代からは男性教員のみにとどまるとはいえ、従前の小学校教員にかぎらず、沖縄出身者が小学校長にまで任命されはじめていた。同年代においても、さきに見た沖縄県教育会の指導層にくわえ、かさねて指摘すれば沖縄師範学校長のすべて、また、同校教諭については一部の例外をのぞき、そのほぼすべてが他府県出身者であった。その一方で小学校教員をはじめとした教育界の圧倒的多数を占める人的構成は沖縄出身者を中心としたものに同年代以後、すでに変容していたのである。これらの事実経過にもとづけば、むしろ、同年代における沖縄出身者の参入を前提としたうえで、どのような職位にあった沖縄出身者が同会において幹事・主事として選出されていたのか、この点こそが注視されなければならない。そうした前提にもとづき、同年代以後の実務層が学務担当者により一元化されて

いたという事実経過が、本稿での分析結果としてあらためて確認されるべきである。

四 結論と課題

これまでの分析結果にもとづき得られた知見をふたつに分類して集約するとともに、本稿が研究史にどのような展望を切り拓くのかを示す。

ひとつめの知見は、沖縄県教育会における役職者の人的構成のうち、とくに沖縄出身者の位置にかかわる。本稿では現時において可能なかぎりの史料調査の成果に依拠することで、同会における人的構成の変容過程について、その通史的な視野を切り拓いた。沖縄出身者の位置に留意して確認すれば、それは指導層、および実務層に区分して、それぞれを以下のように集約できる。まず、指導層にかかわりつぎの知見が得られた。すなわち、同会において総裁を知事が、会長を内務部長が、副会長を学務課長が兼務するという、広く知られた、兼務体制が確立したのは一九二五年以後のことである。すくなくとも一九一五年以前の総裁の兼務体制は、評議員会、あるいは代議員による一定の手続きを経て決定されており、関係規則においてかならずしも自明ではなかった。おなじく、会長・副会長については、教育系列と行政系列の両系列が相互に複合的に組み合わさることで通史的に推移した。先行研究との照合として示したように、指導層はそのほとんどが他府県出身者に専有され、沖縄出身者は

限定された一部の例外にとどまった。つぎに実務層について、総計で六七名を分析対象とすること、その変容過程をあらたに解明した。幹事・主事の人的構成には一九二〇年代を境として大きな変容が確認された。同年代以前にみられた混在型から変容を遂げ、沖縄師範学校を卒業したのち、小学校長などを歴任した教育系列により専有化していた。しかも、指導層とは対照的に、判明しているかぎり沖縄出身者が全体としてみれば六割以上を占めた。この傾向は一九三〇年代以後にさらに強まり、実務層は沖縄出身者による専有にまで変容した。これらの事実経過は、いずれも従来の研究において断片的にのみ捕捉されるという水準にとどまってきた。本稿により、指導層と実務層に区分のうえ、同会における役職者の変容過程についての通史的な視野があらたに確立した。この点は本稿の基礎的な成果として位置づけられる。

もうひとつの知見は、沖縄県教育会における人的構成を総体として捉えることにかかわる。本稿は、知事や内務部長、学務課長などによる兼務体制について、その変容過程を具体的に解明した。ついで実務層において、県視学という学務担当者による兼務体制が一九二〇年代以後に定着したことを解明した。こうした人的構成の変容は実務層への沖縄出身者の参入と同時並行で進行していた。このことは、学務当局の制度的な組織機構に属さない、教員団体としての同会の実務的な運営が学務当局と一元化していたことを示す。注目すべきは、こうした一元化は同会の創立とともにあらかじめ確立していたわけではないということである。このかぎりにおいて同会と学務当局との一元化は、人的構成か

らみれば一九二〇年代において定着していたことが本稿によりあきらかになった。

これらの知見は、近代沖繩教育史に関する研究にどのような展望を示唆するのであろうか。先行研究と本稿との各論的な照応関係については先述したため、ここでは以下の点を確認したい。すなわち、これまでの研究は、地方教育行政を担った学務当局とともに、その運営を担った沖繩県教育会などの教員団体を中心的な対象として、それぞれの言説内容に着目する傾向を強くもつ。その半面、おなじくそれぞれの人的構成が事実としてどのようなものであり、どのように変容していたのかについては現時においても未解明な点が依然、多くのこされる。元来、言説自体を深く捉えるうえで、ここでの人的構成への理解は欠かすことができない。なぜなら、一般に言説は一定の関係性のなかで生み出されるのであり、人的構成の内実は関係性を構成する主な要因と捉えられるためである。本稿が具体的に解明した、沖繩県教育会における他府県出身者と沖繩出身者との関係性、なかでも指導層への後者の就任が事実上、制約されつづけてきたことが、ここでいう関係性の実例としてあらためて想起されるべきである。また、人的構成への着目は、当該機構や団体の中長期におよぶ変容という視野を同時に提示してくれる。さらに琉球王国の廃絶にともないあらたにはじまった、近代沖繩教育史において、ここでいう人的構成の変容は他府県とは異なる固有の主題となる。人的構成の変容は同会における言説からかならずしも明示的にみえてくることはないものの、近代沖繩教育史の変容を深層において方向づけ規定していた要因と捉えられるのである。このように人的構成の変容過程に着目すること

は、言説にもとづく従来の分析とは異なるあらたな視点を近代沖縄教育史に提示しうる。以上の知見、および展望とあわせ本稿ではいくつかの課題を見出すにいたった。以下、主要なものに限定してふたつを記す。

ひとつは実務層についての史的な視野にかかわる。六七名を対象とした実務層の分析に際して表3にみたように、現時において出身地類別の不詳は九名、学歴類別、および職歴類別がいずれも不詳の場合は一二人にのぼる。さらに全体の三割以上を占める、二四名において、いずれかの類別が不詳であり、十分な分析にいたらない。なかでも一九〇〇年代前後の以前に不詳が集中する。いずれも今後の史的な視野を拡張する手立てを必要とする。

もうひとつの課題は、沖縄県教育会における人的構成をみる視点の拡張にかかわる。すなわち、同会における人的構成は、本稿が対象とした指導層、実務層に限定されない。とくに実務層として評議員・代議員、また、既述した各地方部会長はそれぞれの所掌事項にかんがみれば、幹事・主事とともに同会の運営において、実務上の重要な役割をはたした。なかでも注目すべきは、本稿が解明した指導層の選出方法と地方部会長におけるそれとのちがいである。すなわち、指導層の兼務体制は後年においてほぼ通例化することでおおむね安定的に推移したことをさきにみた。それとは異なり、とくに地方部会長については、後年においてかならずしも安定的ではなく、同時に各地方部会において多様に進行した。というのは、事実上、評議員会での機関決定を枠組みとした、指導層の選出方法とは異

なり、各地方部会における会長などの選出においては会員による直接選挙が提起された経緯がある。その際、職歴類別にかかわる本稿での用法を援用すれば、教育系列と行政系列とのあいだに部会長などの選出をめぐり、ある種のせめぎあいが生起していた。

この点について、比較的、知られた中頭郡部会が事例として挙げられる。一九二六年六月一二日に開催された同部会には、およそ二五〇名の会員が参加した。郡役所廃止を直前にした時期の開催であり、同部会長の選出方法が争点となった。その際、同部会では郡長が会長に就任してきた慣行が会員から問いただされる事態となった。⁽³⁴⁾郡長らと美東尋常高等小学校訓導・堀川恭良など会員とのあいだでのやりとりの結果、会長・副会長の選挙を評議員会において実施することをさだめた会則の提議案を廃止し、会員の互選にもとづき直接、選出するあらたな条項が動議として提出された。そこで堀川が会員に呼びかけた発言内容はつぎのようなものであった。

原案（会則の提議案をさす。引用者）には絶対反対である。是非、官製部会の一大改革を此の際、断行したい。諸君、吾が部会の歴史を思つて見給へ。会長は教育に無理解な郡長を頂き、その官僚的壓迫に怯へる弱小羊ではなかつたか。教育は吾々のものである。郡長は政治家である。政治家を教育会長に頂くのが言語道断だ。吾々は今迄の弊を充分に痛感している。飽く迄、会長は通常会員の互選でやり度い、諸君どうです。

いわば破調といえる、こうした急進的な発言により、会場は「殺気さへ帯び」た。結果的には当該動議が「提議案提出者の外は満場一致で可決」されるにいたった。これを受け会長・副会長にはいずれも同郡小学校長があらたに就任し（順に平田嗣一、武富良達³⁵）、さらに堀川は評議員として選出された。経緯の委細や時期においてもかならずしも同一ではないが、同種の事例は郡役所廃止という制度背景のもと、他の地方部会においても確認できる。このことから中頭郡部会の事例はかならずしも例外であったとはいえない³⁶。以上の経緯にかんがみれば、すくなくとも、単なる下部組織として、沖縄県教育会と地方部会を同一視すべきでないことは明白である。そのうえで、地方部会長の人的構成については、本稿がこころみた、役職者の属性分析にとどまることなく、当該地方部会における当事者相互の関係を視野に収め、いわば動態として分析することが必要である。同会とは相対的に独自の組織的実態を備えた、いわばせめぎあいの場として、地方部会における人的構成を捉え直すことが本稿に継起する課題としてこのころ。

（付記）①史料からの引用にあたり読みやすさを優先し、句読点をあらたに付した。また、あきらかな誤記は訂正し、通行の字体にあらためた。漢数字は改変した場合がある。②本稿は、科学研究費補助金基盤研究（B）「沖縄における教育指導者層の変容過程に関する研究——沖縄戦前後の人

的構成に着目しつゝ」(15H03475) 研究代表・藤澤(11015—11019年度)にもとづく研究成果の一部である。

【注】

- (1) 沖縄県教育会における組織機構や機関誌の変容などについて、本稿では委細には立ち入らない。藤澤健一・近藤健一郎「解説」『沖縄教育』解説・総目次・索引』不二出版、二〇〇九年ほか。
- (2) 設立順に中頭、島尻、宮古、国頭の各郡、首里、那覇の各区、および八重山郡の各部会を指す。首里、那覇の両区は一九二一年に市制に移行した。
- (3) 沖縄における師範学校制度の沿革について、本稿では立ち入らない。校名の変更にかかわらず、以下、原則的に沖縄師範学校として統一的に表記する。
- (4) 以上、藤澤健一編『沖縄の教師像——数量・組織・個体の近代史』榕樹書林、二〇一四年、九九—一〇〇頁、「本会九年度各部会員数及分担金」『沖縄教育』二二四号、一九三四年六月(二五卷)、「風雨の中に教育報国を誓ふ——本会定期総会概況」『沖縄教育』二八八号、一九四〇年八月(三三卷)ほか。
- (5) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、一九六七年、本間康平『教職の専門的職業化』有斐閣、一九八二年、渡部宗助『府県教育会に関する歴史的研究——資料と解説』科学研究費一般研究(C)研究成果報告書、一九九一年、梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、二〇〇七年、同前編『続・近代日本教育会史

研究』学術出版会、二〇一〇年、同編『近・現代日本教育会史研究』不二出版、二〇一八年ほか。

(6) 主な成果を例示すれば、琉球政府編『沖縄県史』四卷(教育)一九六六年、阿波根直誠編『沖縄県の戦前における師範学校を中心とする教員養成についての実証的研究』科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書、一九八〇年ほか。

(7) 同会機関誌『沖縄教育』の残存状況はひとつの例証として知られる。同誌は想定される全体像の五割強が確認されるにとどまる。藤澤・近藤、前掲「解説」八頁。本稿では、二〇〇九年から配本が開始された、復刻版『沖縄教育』同前刊、おなじく前身誌『琉球教育』(本邦書籍、一九八〇年)を使用し、引用に際し当該巻数を付記する(従前、おなじ)。

(8) 同書、「表4-2 教育会幹部の顔ぶれ」をふくめ、一七九一―一八三頁。

(9) くわえて事実関係にかかわり、当該総覧には氏名表記に誤記が目立つなど基本的な問題がある(同表中の誤記として「杉浦外世四郎」「白石金次郎」「勅使河原博」「赤城愛太郎」「渡嘉敷唯巧」ほか)。

(10) 本稿では分析の拡散をふせぐ意図から、幹事・主事における所掌事項については必要以上に立ち入らない。この場合、主任の配置や専任の有無などについて、他府県の教育会における事例と比較することが必要である。たとえば、機関誌の編集担当主任の配置について、「第八回九州沖縄八県教育会主事会議状況」鹿児島県教育会『鹿児島教育』五〇三号、一九三四年七月ほか。

(11) なかでも初期県政については相応の蓄積がある。菊山正明『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、一

九九三年ほか。維新後の新府県庁の人的構成にかかわり、大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、一九九四年（第一章）がある。このほか、大城将保「戦時下の沖縄県政——昭和十八年知事事務引継書の周辺」『沖縄史料編纂所紀要』二号、一九七七年、濱川恵枝「旧沖縄県の統治組織・職制について」『沖縄県公文書館研究紀要』六号、二〇〇四年参照。近年の集約的な成果として、大里知子「第二章 官僚知事の系譜」『沖縄県史』各論編五卷（近代）、沖縄県教育委員会、二〇一一年。基礎的な資料として、自治振興中央会「内務省並地方庁歴代長官」一九四一年、照屋栄一『沖縄行政機構変遷史』一九八四年などがある。なお、沖縄師範学校長、教諭などの出身地にかかわる分析として、藤澤健一「近代沖縄教育史の視角——問題史的再構成の試み」『社会評論社』二〇〇〇年（九章）がある。また、学務部長や学務課長などの学務担当者に特化した分析として、同前「近代沖縄における学務担当者の変容過程——一九〇〇年前後から一九四〇年代はじめまでの人的構成」『法政大学沖縄文化研究所』『沖縄文化研究』四五号、二〇一八年三月がある。以下、一部をのぞき、とくに注記しないが、これらの成果にもとづき記述する場面がある。

(12) ただし、実務層のうち、本稿が取り上げない職位として評議員、および代議員がある。両職位については、たとえば、前者は一五名、後者が四一名などとして関係規則において規定された場合があり、相対的に多人数におよぶ（順に以下にかかげる規則②⑦）。このため、後述のように選出方法において固有性を備えた地方部会長とあわせて、本稿とは別立てとして、独立した調査分析をくわえる必要がある。

以上をふくめ沖縄県教育会関係の規則類（従前ふくめ、関係規則として総記）について、時系列順に列記す

れば以下のである。本稿での関係規則の引証に際しては、規則①などとして代記する（従前もおなじ）。

規則① 「沖縄県私立教育会規則」『琉球教育』四六号、一九〇〇年二月（五巻）

規則② 「沖縄県私立教育会規則」『琉球教育』八〇号、一九〇三年二月（八巻）

規則③ 「沖縄教育会定款」『琉球教育』九九号、一九〇四年一月（一〇巻）

規則④ 「沖縄教育会定款」『沖縄教育』七五号、一九一二年七月（五巻）

規則⑤ 「沖縄教育会定款」『沖縄教育』九五号、一九一四年三月（七巻）

規則⑥ 「沖縄県教育会会則」『沖縄教育』一〇四号、一九一五年一月（九巻）

規則⑦ 「沖縄県教育会会則」『沖縄教育』一四二号、一九二四年一月（一三巻）

このうち規則⑦については、主事に関する事項が新設されるなど、のちに改編をみた。具体的な内容は「県教育会総会」『沖縄教育』一九〇号、一九三二年八月（二二巻）参照。

このほかの関係規則に「沖縄教育会定款施行細則」『琉球教育』一〇七号、一九〇五年五月（一一巻）がある。同記事は正確には「沖縄教育会定款施行細則案」と記載されるが、掲載誌『琉球教育』次号において、当該題目の「案」が誤記であるため、文言を削除する旨、記載がある。この経過にかんがみて、ここではあらかじめ「案」をのぞいて記載する。「本会記事」『琉球教育』一〇八号、一九〇五年六月（一一巻）。

(13) 以上、藤澤、前掲「近代沖縄における学務担当者の変容過程」において提示された分析視点を援用。その際、出身地類別については「他府県出身」と「沖縄出身」として設定した、同稿における用語法を本稿でも適用

する。おなじく、学歴類別については、上級学校への進学者は、当該学校中退をふくめ、最終学歴のみを分析対象とする。

(14) たとえば、『沖縄県職員録』一九三六年では「教育調査会」委員として、『沖縄県職員録』一九三九年では「国民精神総動員沖縄県実行委員会」委員として、それぞれ当該年の各地方部会長名がかかげられる。

(15) 『官報』掲載の人事関係記事について、文部省科学研究費「沖縄の歴史情報研究」特定領域研究（A）研究代表者・岩崎宏之（一九九四―一九九七年度）の研究成果にもとづき公開された、以下のデータベースに依拠した。<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/dinfo/okinawa-db>

(16) たとえば、日比重明の知事在任期間は一九〇八年四月から一九一三年六月までであり、おなじく、井野次郎は一九三〇年八月から一九三五年六月まで。いずれも当該期間には継続的に総裁であったことが推定されるなど。

(17) 「沖縄教育会沿革大要」『沖縄教育』三二号、一九〇八年九月（二巻）五六頁。

(18) 松垣直枝は一八三九年、高知生まれ、高知出身の士族。警視、内務省参事官などを経て、一八八九年に沖縄県書記官に着任した。『記録材料・各官庁所属官吏現員調書八』、『官吏進退・明治二十二年官吏進退十八府県四』（国立公文書館所蔵）、『警視庁職員録』一八七六年。

(19) 在任期の早い順に、児玉喜八、三木原廣助、岸本賀昌、島内三郎、羽田格三郎、里見哲太郎である。

(20) 奥川恭安は一八五三年、静岡生まれ。警視庁警部補などを経て、一八八三年から沖縄県警部、典獄などを歴

任した。『奥川恭安氏関連資料 履歴書1』（沖縄県立図書館所蔵）。

- (21) 前者の事例として、「本会総集会の状況」『琉球教育』四四号、一八九九年二月（五卷）、「会報」『沖繩教育』七号、一九〇六年九月（一卷）がある。後者として「第二六回総会記事」『沖繩教育』八〇号、一九二二年二月（六卷）ほか。このように同段階における会長・副会長の選出は関係規則の運用をめくり実際には過渡的な傾向を示していた。このことが如実に現れた総会でのやりとりとして、「役員改選」『沖繩教育』五三号、一九一〇年九月（二卷）が挙げられる。

- (22) 沖縄県教育会が代議員制となるのは一九一四年である。「沖縄県教育会沿革概要」『沖繩教育』二四八号、一九三七年四月（二九卷）。なお、同会では一九〇五年から一九〇六年にかけて代議員制の導入について審議したものの「議纏らず遂に沙汰止み」となった経緯があった。以上、「第一九回総会」『琉球教育』一一二号、一九〇五年九月（一卷B）、「沖縄教育会沿革大要」前掲『沖繩教育』三一号。

- (23) この場合の「選挙」は、実際には参事員会からの「推選」として形式的に手続きされた場合が確認される。「本会総会記事」『沖繩教育』一六五号、一九二七年一〇月（一八卷）。

- (24) 前掲、「表4—2 教育会幹部の顔ぶれ」を素材として筆者が抽出（本稿とおなじ基準にもとづき助手などをのぞく）。

- (25) この取り扱いは、同前「表4—2 教育会幹部の顔ぶれ」とおなじである。

- (26) 以上、順に「第二五回総会記事」『沖繩教育』六五号、一九二一年九月（四卷）、「昭和一〇年度沖縄県教育会

歳入歳出予算書』『沖繩教育』二二四号、一九三五年四月（二五卷）。その支給額の多寡について、ここで立ち入ることはしないが、後者によれば当該年度の主事には月五〇円が、幹事にはおなじく三五円ないしは四〇円が支給された。

(27) 『明治期沖繩県関係辞令書他』(琉球大学附属図書館所蔵)。

(28) 地方部会幹事においても、おなじく辞令の交付が確認できる場合がある。任命にかかわるひとつの事例として、一九四四年四月一日付、八重山郡教育部会長・翁長信全から登野城国民学校教頭・喜舎場英勝への委嘱状が確認できる(石垣市立図書館所蔵)。ただし、同様の事例の集積にくわえ、沖繩県教育会において幹事・主事がどのような意図にもとづき選出されたのか、この点にかかわる解明は依然、課題としてこのこる。

(29) 一九三三年時点の幹事・遠藤金寿は沖繩県立第二中学校教諭であると同時に、体育運動主事であった。この場合、ふたつの分類にまたがることになるが、後者は兼務先であり、前者に分類した。

(30) 島袋源一郎、武富良達はいずれも県視学などを歴任ののちに主事に就任したため、第三の分類に算入した。

(31) 藤澤、前掲「近代沖繩における学務担当者の変容過程」四四七―四四九頁(表4)。

(32) 以下、藤澤編、前掲『沖繩の教師像』(Ⅱ 数量)ほか。

(33) 以下、「官製教育部会の改革を叫んだ中頭部会」、国吉真哲「編輯後記『沖繩教育』一五四号、一九二六年七月(一六卷)。くわえて記載内容にかかわり、時間軸の非整合が認められるものの、当事者による回想として、金城英浩「私の戦後史」『私の戦後史』六集、沖繩タイムス社、一九八二年がある。

- (34) 各地方部会の関係規則だけをみれば、会長・副会長の選出に際しては会員による選挙にもとづくことが規定されている。他方、いずれも今後の正確な調査研究が望まれるが、実際に各地方部会長に就任してきたのは、いずれの部会においても郡長などの行政系列が目立つ。ここで慣行と記述したのは、こうした背景にもとづく。一方、宮古郡部会のように「本会の会長に、宮古支庁長、副会長に視学を推戴する」との会則の規定が一九二七、八年頃のこととして回想された場合がある。伊志嶺賢二『回顧二十年 宮古教育界夜話』一九六一年、一三三頁。なお、以上の根拠となり、現在、確認できる地方部会にかかわる主な規則を時系列順に列記する。
- 〔沖縄県私立教育会国頭郡支部会規則〕『琉球教育』八三号、一九〇三年五月（九巻）
- 〔島尻郡部会規則〕『琉球教育』八九号、一九〇四年一月（九巻）
- 〔中頭郡教育部会規則〕『琉球教育』九二号、一九〇四年三月（一〇巻）
- 〔島尻郡部会規則〕『島尻教育部会二五年記念誌』一九一二年三月（三六巻）
- 〔中頭郡教育部会規則〕『中頭郡誌』中頭郡教育部会、一九一三年
- 〔沖縄教育会国頭郡教育部会規則〕『沖縄県国頭郡志』中頭郡教育部会、一九一九年
- 〔首里教育会々々則〕『沖縄県首里市市制十周年記念誌』一九三一年
- 〔島尻郡教育部会々々則〕『島尻郡誌』島尻郡教育部会、一九三七年。
- (35) 高嶺朝光編『沖縄県人事録』沖縄朝日新聞社、一九三七年、二〇二、三〇八頁。
- (36) 近藤、前掲「戦時体制下の沖縄県教育会と沖縄県庁」一一八―一二〇頁参照。